

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程を次のとおり改正する。

現行				改正				備考
別表第1 内国旅行の旅費 1 日当、宿泊料及び食卓料				別表第1 内国旅行の旅費 1 日当、宿泊料及び食卓料				
区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)	区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)	
役員及び職員以外の者 (学生を除く。)	2,000円	10,000円	2,000円	役員 職員及び職員以外の者 (学生を除く。)	3,000円	13,000円	3,000円	
大学院生及び学部生	1,000円	7,000円	1,000円	大学院生及び学部生	1,700円	8,000円	1,700円	

附 則 (規程第24号)

この規程は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に出発する旅行から適用する。